

2025年度、これからのお知らせ

第2回新規援助会員講習会

四日市市ファミリー・サポート・センターの講習会を下記の日程で行います。四日市市民ならどなたでも受講できます。いずれの講座も子どもの成長を知る上で重要な内容です。

ファミリー・サポート活動を通して地域の子育て家庭と関わることは、社会貢献になるばかりでなく、あなた自身にやりがいや充実感をもたらすチャンスにもなります。ぜひご参加ください。

No.	日 に ち	時 間	内 容	講 師
1	1/24(土)	9:50~11:00	子ども・子育てを取り巻く環境と ファミリー・サポート事業の意義	NPO法人体験ひろば☆こどもスペース四日市 理事長 上田真紀子
	1/24(土)	11:00~12:30	基礎講座 「子どもの権利」	NPO法人体験ひろば☆こどもスペース四日市 理事 水谷孝子
2	1/24(土)	13:15~15:45	子どもの栄養と食生活	管理栄養士 馬場啓子さん
3	1/25(日)	10:00~12:00	子どもの病気	桜花台こどもクリニック 水谷健一院長
4	1/25(日)	12:45~15:15	子どもの安全と事故・救急法	日本赤十字三重県支部 吉田由佳さん
5	1/31(土)	10:00~12:00	子どもの心と身体の発達	公立大学法人 三重県立看護大学 小児看護学 宮崎つよ子教授
6	1/31(土)	12:45~15:15	小児看護	
7	2/1(日)	10:00~12:30	子どもの心に寄り添う	東海大学 児童教育学部 児童教育学科 小池はるか准教授
8	2/1(日)	13:15~15:15	子どものあそび	三重大学 教育学部 幼児教育講座 富田昌平教授
9	2/7(土)	10:00~12:30	発達障害について ～その子どもとの接し方～	特別支援教育士 杉本恵里子さん
10	2/7(土)	13:15~15:15	こども虐待と社会的養護	三重県市町児童相談アドバイザー 鈴木聰さん
11	2/8(日)	10:00~12:00	援助活動を円滑に進めるために 講習のまとめ	四日市市ファミリー・サポート・センター アドバイザー

◆お申し込み◆ センターにTELにてお申し込みください
TEL 059-323-0023

※テキスト代 2,500円

※受講希望者多数の場合は、全講座受講できる人を優先します。

※定員 30名

※申込締切 1月17日(土)

☆ 保育あり(無料 先着10名) 対象 満6か月~

*事前にお申し込みください

◇「子どもの安全と事故・救急法」「小児看護」は援助会員の
フォローアップ講座になっていますので、受講から5年を過ぎ
ている方はぜひ受講してください。



依頼会員講習会・新規依頼会員登録会のお知らせ

四日市市ファミリー・サポート・センターでは、ファミリー・サポート活動の趣旨と大切にしている考え方を理解していただくために、依頼会員向けの講習会を年4回開催しています。同日、新規会員登録会も行いますので、入会をお考えの方は受講してください。

第3回

日時 12月6日(土) 13:00~16:00
会場 四日市市三浜文化会館 視聴覚室
(四日市市海山道町一丁目1532-1)

第4回

日時 2026年2月14日(土) 13:00~16:00
会場 四日市市総合会館 7F 研修室
(四日市市諏訪町2-2)

※講習のみの方は14:40終了

定員 保育の都合により20名程度
(先着順に受け付けます)

参加費 無料

申込方法 TELにてお申し込みください (TEL 059-323-0023)
保育 有り/無料(事前にお申し込みください)
保育対象 6か月~

◇「性被害防止のための講習会」を行いました。

こどもを性暴力から守る ～私たち大人が日常でできること～

2025年9月21日

講師：中谷 奈央子先生



思春期保健相談士である中谷先生にお越しいただき、こどもを性暴力から守るために私たち大人が日常でできることについてお話をいただきました。

当日は、援助会員や依頼会員など55名の会員が参加し、新たな気づきや学びの場となりました。

中谷先生の講座より

- ・日本では性教育という生殖のしくみや身体の変化の学習と捉えられがちだが、国際的には「包括的性教育(※)」として、小さい頃から学ぶ機会を保障する国が増えている。
※「包括的性教育」とは、身体や生殖の仕組みだけでなく、人間関係や多様性、ジェンダー平等など、人権を基盤とし、幅広い内容を体系的に学ぶもの。
- ・性暴力は、性的欲求よりも支配欲から行われることが多い。
- ・望まない性的行為はすべて性暴力であり、被害にあった人は悪くない。
- ・幼少期から「同意」をとってもらう経験、「NO」と言う経験・受けとめてもらえる経験が大切。
- ・性の話題が出たときは「怒らない」「逃げない」「嘘つかない」。大人が分からぬことを聞かれた時は、魔法の言葉「いい質問だね！」で受けとめて、一緒に調べる。

参加者の振り返りシートから

- ・自分のからだ、ここが大事なのと一緒に、相手のそれも大事、責任を持つ、想像する(同意があれば良いんだ、NOと言わないから良いんだ、でなく)ことをもっと教育して親も、ごまかさず、逃げず、伝えなければ、と思いました。
- ・性暴力の根底に支配欲があるという視点、抜けていたかもしれない。性暴力について考えることは、けっこう人権の問題になるんだ。
- ・先生のお話の中で、「NO」を言えるようになり、それが性も含め、自分の事を大切に思え、自分のことを守るようになるのでは。と思いました。まずは、「受け止めること」から始めたいと思いました。

暮らしの中で意識してみませんか？ 子どもの権利

ーその2ー

生きる権利・育つ権利
意見を表す権利

第6条 すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。

第12条 子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。

子どもの権利条約
日本ユネセフ協会抄訳

「自分のからだは自分のもの」「自分のことを決められるのは自分だけ」と意識することが権利意識の基本です。赤ちゃんのオムツを替えるときは「オムツ替えるね。さっぱりして気持ちがいいね」、遊んでいる様子を写真や動画に撮るときは「写真(動画)を撮ってもよいかな?」と同意を得るなど、こどもの頃から一人の人として関わることが大切です。

こどもの頃から同意をとってもらう体験、嫌だと感じたときにNOと言う経験が、自分を大切にする意識につながります。

